

長野県知事の意見

((仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線 環境影響評価方法書)

[全般]

- 1 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然資源と清浄な水や大気に恵まれた地域であることから、環境影響評価の実施に当たっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。
- 2 今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造（以下「道路構造」という。）を踏まえて、調査、予測及び評価の手法の妥当性を検討する必要があるため、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。
- 3 調査、予測及び評価の項目は、可能性のあるルートや道路構造を踏まえて、想定される全ての環境要素・影響要因を網羅できるように選定すること。また、調査及び予測の地点、時期等については、土地利用、風土等を踏まえて適切に設定すること。
- 4 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、画一的な対応を避け、環境影響評価項目ごとに事業特性及び農畜産業を含めた地域特性を考慮して、適切に予測評価すること。
- 5 環境影響評価方法書で選定した環境影響評価項目だけでなく、これに含まれている工事内容に応じて選定される環境要素・影響要因についても、準備書において明示し、それぞれに対して調査、予測及び評価並びに環境保全措置の内容を記載すること。また、ルートや道路構造の検討の経緯及び内容について、丁寧に記載すること。
- 6 環境影響評価の実施に当たっては、住民や関係町村から寄せられた意見等に十分配慮するとともに、積極的な情報公開に努めること。

[事業計画]

- 7 ルートや道路構造の選定に当たっては、貴重な自然環境や優れた農地、教育研究施設への影響を極力回避できるように検討すること。

[騒音、振動、低周波音]

- 8 発破工事の実施、橋梁の設置等の可能性がある場合は、これらによる騒音、振動又は低周波音の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、騒音、振動及び低周波音の影響を受ける対象として、家畜その他の動物も含めて検討すること。

[水質]

- 9 融雪剤や凍結防止剤を使用することについて、流出による表流水質・地下水質への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの飛散により植物の生育や動物の行動に及ぼす影響の可能性についても、適切に検討すること。

[水象]

- 10 道路建設によりその水位に影響が及ぶ可能性がある湧水、湿原等は、生態系や利水にも関わり非常に重要であるため、湧水や湿地の詳細な分布及び水利用の実態を調査すること。また、地下水位及び湿地、松原湖等の水位について早期に調査を開始し、変動の有無を確認するために十分な調査期間を設定すること。

[地形・地質]

- 11 地形・地質は、地下水など他の項目の予測における基礎的な情報となる環境要素であることを踏まえ、環境影響評価項目に選定し、関連する項目と合わせて適切に調査を行うこと。
- 12 住民の安心の観点から、対象事業実施区域及びその周辺の災害履歴、活断層の状況等を整理し、準備書において事業計画地域の災害耐性について記載すること。
- 13 大月川泥流堆積物については、地形・地質分野のみならず、生態系、水象、景観等の他分野との関連性にも十分配慮した調査、予測及び評価が重要である。また、大月川泥流堆積物は学術的にも貴重な対象であり、広い視野から当該地域の地形と地質の価値を踏まえて、適切な保全策を検討すること。

[植物、動物、生態系]

- 14 植物、動物及び生態系の調査、予測並びに評価に当たっては、既存の調査報告書の内容や研究成果等を反映させ、その手法を選定すること。また、地域の有識者等から聞き取りを行うなど、情報収集に努め、きめ細やかな調査を行うこと。
- 15 動物に対する影響要因として自動車の走行を選定し、動物の道路上への侵入について調査を行うとともに、影響低減のための有効な対策を講じること。
- 16 切土工等又は既存の工作物の除去及び水底の掘削では、動物、植物及び生態系に対して影響を及ぼす可能性が高いため、影響要因としてこれらを選定すること。
- 17 対象事業実施区域及びその周辺には貴重な動植物の生息・生育場所が存在することから、ルートや工法の決定前に、これらの変更の検討も含めて適正な配慮をすること。なお、調査に当たっては、必要により専門家の助言を受けるなどして、対象種に合わせた適切な時期及び手法を設定すること。

[景観、触れ合い活動の場]

- 18 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、八ヶ岳、松原湖等多くの住民等に親しまれている景観資源が存在する地域であることから、現地踏査やヒアリング等の結果も踏まえ、景観への影響について、適切に調査、予測及び評価の地点を選定すること。また、景観と人と自然との触れ合い活動の場とで考慮すべき事項が重なっているため、これらの環境要素について、関連した調査、予測及び評価を行うこと。
- 19 対象事業実施区域及びその周辺においては、地域の自然環境を基に成り立つ牧場で自然との触れ合い活動が行われているため、牧場を主要な人と自然との触れ合い活動の場として位置付け、調査、予測及び評価の地点への追加を検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。
- 20 対象事業実施区域及びその周辺は、星空観察が盛んな地域であるため、その活動の状況を詳細に把握し、事業の実施が星空観察等の地域の光環境へ与える影響について適切に検討するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。

[廃棄物等]

- 21 建設副産物について、発生量を把握し、有効利用についても検討を行うとともに、利用が想定される中間処理施設の処理能力も踏まえて処分量を予測評価し、適切な処理又は活用を図ること。